

補装具費支給申請について

<補装具費支給事業の概要>

障がい者等の失われた身体機能を補い、日常生活や職場生活を容易にするため、補装具を購入・修理する際の費用の支給を行う。



●補装具とは…

障害区分	種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
音声言語障害かつ重度肢体不自由	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具、座位保持装置、★歩行器、★車椅子、★電動車椅子、★歩行補助つえ（松葉づえ、多点杖等）
心臓・呼吸器機能障害	★車椅子、★電動車椅子

⊗ 介護保険適用人（65歳以上の方もしくは40～64歳で特定疾病に該当する方）が、★印のついている補装具の申請をする場合、既製品で対応できるのであれば、介護保険制度での貸与が優先される。

●自己負担額…

原則基準額の1割だが、所得により下記のような上限額がある。

区分		月額負担上限額
生活保護世帯		0円
非課税世帯		
課税世帯	市民税所得割46万円未満*	37,200円
	市民税所得割46万円以上*	対象外（全額自己負担）

※ 障がい者の場合は本人とその配偶者、障がい児の場合は世帯構成員全員で判断。

●耐用年数…

種目	耐用年数
視覚障害者用安全つえ	2～5年
義眼	2年
眼鏡	4年
補聴器 重度障害者用意思伝達装置	5年
義肢（義手・義足）	1～5年
装具	1～3年
座位保持装置	3年
歩行器	5年
車椅子、電動車椅子	6年
歩行補助つえ	2～4年

⊗ 一度交付決定を受けると、左記の耐用年数を経過しないうちは再交付することはできません。

ただし、以下の場合であれば耐用年数内でも再交付可能。

- ①修理不能になった場合（業者が判断）
- ②修理を行うよりも新たに支給した方が真に合理的及び効果的な場合（業者が判断）
- ③成長に伴い体に合わなくなった場合

●個数について…

- ⊗ 原則として1種目につき1個の支給になる。しかし、職業上または学校教育上真に必要と医師が認める場合、特例として2個支給することが可能。
(例) 短下肢装具の「屋内用」、「屋外用」、車椅子の「自宅用」、「学校用」等
- ⊗ 交付申請中や修理期間中の代用品（スペア）は支給の対象になりません。

●申請に必要な書類…

【購入の場合】

- ① 指定医師が作成した意見書（自己負担）
- ② 補装具業者登録を受けている業者が作成した見積書
- ③ 身体障害者手帳（手帳と同時申請の場合は不要です）

【修理の場合】

- ① 補装具業者登録を受けている業者が作成した見積書
- ② 身体障害者手帳

※障害者総合支援法の対象疾病（難病）に該当する方は、特定疾患医療受給者証や難病指定医が作成した診断書等、疾病名が確認できるものが必要になります。

※申請から決定まで

新規購入申請→1か月～1か月半程度

修理・再交付（処方内容変更なし）→2週間程度 かかりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

青森市役所障がい者支援課（駅前庁舎）

TEL：017-734-5327

浪岡振興部健康福祉課

TEL：0172-62-1113

（参 考）治療用装具について

- 治療用装具（コルセット、訓練用仮義肢、小児弱視等の治療用眼鏡等）は、医療保険制度によって給付が受けられるため、補装具費支給の対象にはなりません。
- 各健康保険に加入している方で、医師が必要と認めて治療用装具を作成し、全額支払った場合、支給基準に該当すると認められると、一部負担金を差し引いた額が各保険者より還付されます。
詳しくは、加入されている健康保険者へご確認ください。

※治療用装具の場合、「子ども医療費助成」「重度心身障害者医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」を受給している方については、一部負担金分も助成対象となる場合がありますので、国保医療年金課へお問い合わせください。